

『賃貸不動産経営管理士』 資格取得方法の変更について

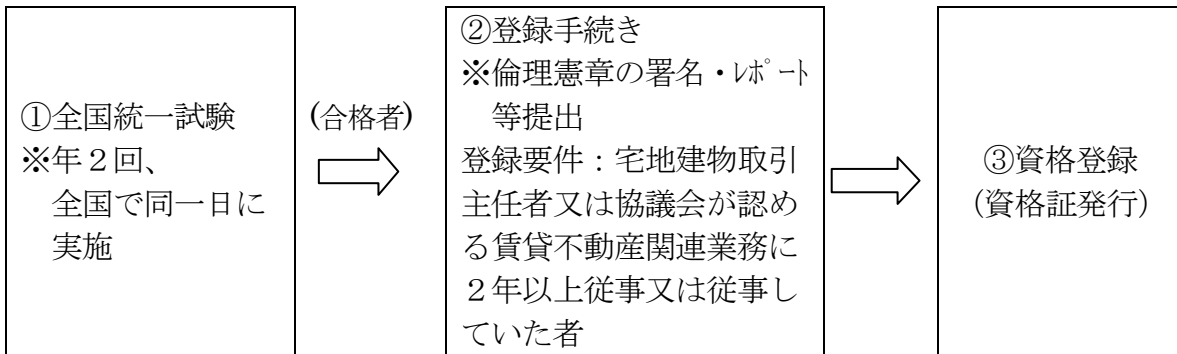
賃貸不動産経営管理士協議会

当協議会は、賃貸住宅管理業者登録制度の創設等に伴う賃貸不動産経営管理士の認知度の高まりや社会的な期待に応える体制を構築するため、平成 25 年度より資格取得方法を下記の通り変更いたします。

記

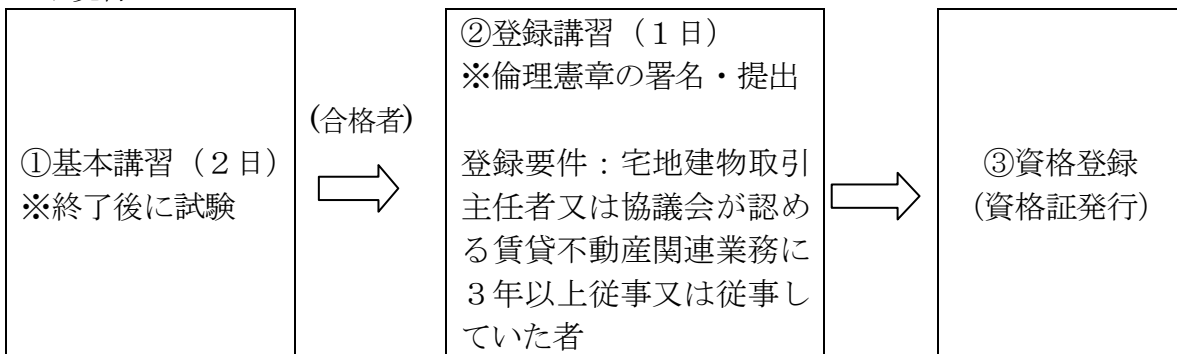
【資格取得方法のイメージ】

◆平成 25 年度以降（予定）



(参考)

◆現行



(1) 試験について

- ・試験は年 2 回、複数地域で同一日に実施を予定しています。

(2) 登録手続きについて

- ・試験合格者は資格を取得するのに登録手続きが必要となります。

(3) テキスト等について

- ・従来の基本講習で使用していたテキストは、平成 25 年度以降は販売する予定で
す（販売価格は未定）。
- ・資格付与のための講習（基本講習・登録講習）は無くなりますが、テキストの解
説等を目的とした講習会は、当協議会主導のもと、関係団体が実施する予定で
す（なお、この講習を受講しなくても試験を受験することはできます）。

【賃貸不動産経営管理士有資格者（現資格者）について】

- ・これまでに資格を取得した方（現資格者）は、再度試験を受験する必要はありません。
引き続き、有効期限まで資格は有効です。

※上記以外の内容は現在未定です。試験の日程や内容・登録手続きの詳細等につい
ては、今後内容が決まり次第、随時ホームページにて公表する予定です。

以上